

熱中症にご用心！ 「熱中症特別警戒アラート」 発令予告

令和6年4月から「熱中症特別警戒アラート」の運用が始まりました。

今までは、危険な暑さが予想される場合に熱中症への警戒を呼びかける「熱中症警戒アラート」のみでしたが、近年の猛暑日増加や平均気温の上昇といった環境変化に対応するため、一段上の「熱中症特別警戒アラート」が新たに創設されました。

7月に入り、いよいよ暑さが本格化します。「熱中症特別警戒アラート」が発令されたときは、適切な熱中症予防行動をとりましょう！

《熱中症特別警戒アラート発令の流れ》

- ①環境省⇒長崎県⇒小値賀町の順番で予告メールが届きます。
- ②防災無線や公式LINE等で「熱中症特別警戒アラート」の発令をお知らせします。
- ③発令を受けたら「涼しい環境で過ごす」「こまめな休憩や水分・塩分補給」等の熱中症予防行動の実施を徹底しましょう！

※「熱中症特別警戒アラート」が発令された時は、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！

※高齢者や乳幼児、持病のある方などは、熱中症にかかりやすい「熱中症弱者」です。家族や周囲の人々による見守りや声かけが大切になります。危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！！



ちかまるくん

暑いときは、とにかく
無理せずにチカ～！

お問い合わせは小値賀町役場まで

担当：住民課保健係

総務課防災交通係

TEL：0959-56-3111